

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月17日
【会社名】	スターツコーポレーション株式会社
【英訳名】	STARTS CORPORATION INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 一孝
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目4番10号
【電話番号】	03(6202)0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 村松 久行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目4番10号
【電話番号】	03(6202)0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 村松 久行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社の連結子会社でありますスターツアメニティー株式会社（以下、「スターツアメニティー」といいます。）、スターツ証券株式会社（以下、「スターツ証券」といいます。）、株式会社ウィーブ（以下、「ウィーブ」といいます。）の3社（当該3社を、以下「対象3社」といいます。）は、平成26年1月9日開催のそれぞれの取締役会におきまして、平成26年4月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、対象3社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、当社と対象3社との間でそれぞれ株式交換契約を締結いたしましたので、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	スターツアメニティー株式会社
本店の所在地	東京都江戸川区一之江八丁目4番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 齋藤 太郎男
資本金の額	350百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	（連結） 14,830百万円（平成25年3月31日現在） （単体） 13,575百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	（連結） 40,528百万円（平成25年3月31日現在） （単体） 35,043百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	不動産の管理及び賃貸借等

商号	スターツ証券株式会社
本店の所在地	東京都江戸川区西葛西六丁目10番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 坂内 勇仁
資本金の額	500百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	1,831百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	2,133百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	有価証券の売買の媒介、取次及び代理等

商号	株式会社ウィーブ
本店の所在地	東京都中央区八重洲一丁目5番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 高橋 誠司
資本金の額	70百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	329百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	517百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	コンピュータシステムの企画、開発等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 スターツアメニティー
 (連結)

(単位:百万円)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	49,781	52,770	55,489
営業利益	3,900	4,542	4,488
経常利益	3,860	4,530	4,531
当期純利益	1,865	2,467	2,568

(単体)

(単位:百万円)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	38,099	40,663	42,641
営業利益	3,519	3,807	3,535
経常利益	3,408	3,703	3,471
当期純利益	1,776	2,092	2,082

スターツ証券

(単位:百万円)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	1,342	1,541	1,510
営業利益	300	396	368
経常利益	298	398	370
当期純利益	173	206	205

ウィーブ

(単位:百万円)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	537	562	651
営業利益	57	78	132
経常利益	63	85	138
当期純利益	38	50	85

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成25年9月30日現在）

スターツアメニティー

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
スターツコーポレーション株式会社	61.25
スターツアメニティー従業員持株会	9.22
スターツ出版株式会社	3.33
スターツ商事株式会社	3.33
株式会社ウィーブ	1.67

スターツ証券

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
スターツコーポレーション株式会社	58.39
スターツアメニティー株式会社	38.35
その他（個人株主）	3.26

ウィーブ

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
村石 久二	57.20
スターツコーポレーション株式会社	10.90
スターツアメニティー株式会社	10.00
スターツ出版株式会社	5.00
スターツホーム株式会社	2.50

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

スターツアメニティー

資本関係	当社は、スターツアメニティーの発行済株式総数の61.25%（3,675株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名がスターツアメニティーの取締役を、1名が監査役をそれぞれ兼務しております。
取引関係	グループ経営管理ならびにそれに付帯する業務において取引があります。

スターツ証券

資本関係	当社は、スターツ証券の発行済株式総数の58.39%（7,007株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がスターツ証券の取締役を、執行役員1名が監査役をそれぞれ兼務しております。
取引関係	グループ経営管理ならびにそれに付帯する業務において取引があります。

ウィーブ

資本関係	当社は、ウィーブの発行済株式総数の10.90%（109株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がウィーブの取締役を、従業員1名が監査役をそれぞれ兼務しております。
取引関係	グループ経営管理ならびにそれに付帯する業務において取引があります。

(2) 本株式交換の目的

当社は持株会社であります。スターツアメニティーは首都圏を中心に不動産管理業及び時間貸駐車場運営事業等を、スターツ証券は証券業を、ウィーブは当社グループ会社を中心にIT関連業務をそれぞれ手掛けており、3社とも当社の連結子会社であります。

今般、当社は、グループ経営の機動性と柔軟性を高め、グループ経営をより一層強化し、「総合生活文化企業」として地域密着型のワンストップサービスのさらなる強化と、より効率的な連結経営体制を構築することを目的として、スターツアメニティー、スターツ証券、ウィーブの3社を完全子会社化することといたします。

(3) 本株式交換の方法、株式交換にかかる割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、対象3社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。

株式交換にかかる割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	スターツアメニティー (株式交換完全子会社)
スターツアメニティーとの株式交換にかかる交換比率	1	1,031

スターツアメニティー普通株式1株に対して、当社普通株式1,031株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するスターツアメニティー株式3,675株につきましては、本株式交換による株式の割当ては行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	スターツ証券 (株式交換完全子会社)
スターツ証券との株式交換にかかる交換比率	1	152

スターツ証券普通株式1株に対して、当社普通株式152株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するスターツ証券株式7,007株につきましては、本株式交換による株式の割当ては行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	ウィーブ (株式交換完全子会社)
ウィーブとの株式交換にかかる交換比率	1	208

ウィーブ普通株式1株に対して、当社普通株式208株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するウィーブ株式109株につきましては、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注) 1. 本株式交換により交付する株式

当社は本株式交換により普通株式3,341,339株を新株発行いたします。

2. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（500株未満の株式）を保有することとなる株主が新たに生じることが見込まれますが、単元未満株式につきましては取引所市場において売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第192条第1項の規定にもとづき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取を請求することができる買取制度をご利用いただくことができます。

その他の株式交換契約の内容

当社が平成26年1月9日に対象3社との間でそれぞれ締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

(スターツアメニティー)

株式交換契約書

スターツコーポレーション株式会社(以下「甲」という。)とスターツアメニティー株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交換の形式)

第1条 甲は、株式交換により完全親会社となり、乙は完全子会社となるものとする(以下「本株式交換」という。)。本株式交換の当事会社である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(完全親会社):スターツコーポレーション株式会社
東京都中央区日本橋三丁目4番10号
乙(完全子会社):スターツアメニティー株式会社
東京都江戸川区一之江八丁目4番3号

(株式交換に際しての新株式の発行等)

第2条 甲は、本株式交換に際し株式交換の前日最終の株主(甲を除く)に対し、その所有する普通株式1株対し甲の普通株式1,031株の新株を割当交付する。

(増加すべき資本金及び準備金の額等)

第3条 本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は次のとおりとする。

増加資本金の額	増加すべき資本金額全額
増加資本準備金の額	0円
増加利益剰余金の額	0円

(株式交換承認総会等)

第4条 乙は、本株式交換契約書につき承認を得るため、平成26年2月18日株主総会を招集するものとする。

(効力発生日)

第5条 本株式交換の効力発生日は、平成26年4月1日とする。

(契約書の総会承認を要しない場合等)

第6条 甲は本契約書につき株主総会の承認を得ないで本株式交換をするものとする。

(契約書の総会承認完了通知等)

第7条 乙は、本契約書につき株主総会の承認決議を得たときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日にいたるまで、善良なる管理者としての注意義務をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

(交換条件の変更及び株式交換契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において天変地変その他の事由により甲又は乙の資産又は経営状態に著しい変動が生じたときは、甲乙協議の上株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(費用負担)

第10条 本株式交換実行にいたるまでの手続きにかかる費用は、甲乙協議の上、負担者を定める。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めたもののほか、本株式交換を行う上で必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(株式交換の効力)

第12条 本契約は、乙の株主総会の承認を得たときにその効力を生ずるものとする。

以上のとおり本契約の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月9日

住所 東京都中央区日本橋三丁目4番10号
(甲)氏名 スターツコーポレーション株式会社
代表取締役 河野 一孝 印

住所 東京都江戸川区一之江八丁目4番3号
(乙)氏名 スターツアメニティー株式会社
代表取締役 齋藤 太郎男 印

(スターツ証券)

株式交換契約書

スターツコーポレーション株式会社(以下「甲」という。)とスターツ証券株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交換の形式)

第1条 甲は、株式交換により完全親会社となり、乙は完全子会社となるものとする(以下「本株式交換」という。)。本株式交換の当事会社である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(完全親会社) : スターツコーポレーション株式会社
東京都中央区日本橋三丁目4番10号

乙(完全子会社) : スターツ証券株式会社
東京都江戸川区西葛西六丁目10番6号

(株式交換に際しての新株式の発行等)

第2条 甲は、本株式交換に際し株式交換の前日最終の株主(甲を除く)に対し、その所有する普通株式1株対し甲の普通株式152株の新株を割当交付する。

(増加すべき資本金及び準備金の額等)

第3条 本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は次のとおりとする。

増加資本金の額	増加すべき資本金額全額
増加資本準備金の額	0円
増加利益剰余金の額	0円

(株式交換承認総会等)

第4条 乙は、本株式交換契約書につき承認を得るため、平成26年2月18日株主総会を招集するものとする。

(効力発生日)

第5条 本株式交換の効力発生日は、平成26年4月1日とする。

(契約書の総会承認を要しない場合等)

第6条 甲は本契約書につき株主総会の承認を得ないで本株式交換をするものとする。

(契約書の総会承認完了通知等)

第7条 乙は、本契約書につき株主総会の承認決議を得たときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日にいたるまで、善良なる管理者としての注意義務をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

(交換条件の変更及び株式交換契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において天変地変その他の事由により甲又は乙の資産又は経営状態に著しい変動が生じたときは、甲乙協議の上株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(費用負担)

第10条 本株式交換実行にいたるまでの手続きにかかる費用は、甲乙協議の上、負担者を定める。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めたもののほか、本株式交換を行う上で必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(株式交換の効力)

第12条 本契約は、乙の株主総会の承認を得たときにその効力を生ずるものとする。

以上のとおり本契約の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月9日

住所 東京都中央区日本橋三丁目4番10号
(甲)氏名 スターツコーポレーション株式会社
代表取締役 河野 一孝 印

住所 東京都江戸川区西葛西六丁目10番6号
(乙)氏名 スターツ証券株式会社
代表取締役 坂内 勇仁 印

(ウィーブ)

株式交換契約書

スターツコーポレーション株式会社(以下「甲」という。)と株式会社ウィーブ(以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交換の形式)

第1条 甲は、株式交換により完全親会社となり、乙は完全子会社となるものとする(以下「本株式交換」という。)。本株式交換の当事会社である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(完全親会社):スターツコーポレーション株式会社
東京都中央区日本橋三丁目4番10号

乙(完全子会社):株式会社ウィーブ
東京都中央区八重洲一丁目5番9号八重洲アメックスビル8F

(株式交換に際しての新株式の発行等)

第2条 甲は、本株式交換に際し株式交換の前日最終の株主(甲を除く)に対し、その所有する普通株式1株対し甲の普通株式208株の新株を割当交付する。

(増加すべき資本金及び準備金の額等)

第3条 本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は次のとおりとする。

増加資本金の額	増加すべき資本金額全額
増加資本準備金の額	0円
増加利益剰余金の額	0円

(株式交換承認総会等)

第4条 乙は、本株式交換契約書につき承認を得るため、平成26年2月18日株主総会を招集するものとする。

(効力発生日)

第5条 本株式交換の効力発生日は、平成26年4月1日とする。

(契約書の総会承認を要しない場合等)

第6条 甲は本契約書につき株主総会の承認を得ないで本株式交換をするものとする。

(契約書の総会承認完了通知等)

第7条 乙は、本契約書につき株主総会の承認決議を得たときは、遅滞なくその旨を甲に通知するものとする。

(会社財産の管理等)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日にいたるまで、善良なる管理者としての注意義務をもってその財産の管理及び業務の運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

(交換条件の変更及び株式交換契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において天変地変その他の事由により甲又は乙の資産又は経営状態に著しい変動が生じたときは、甲乙協議の上株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(費用負担)

第10条 本株式交換実行にいたるまでの手続きにかかる費用は、甲乙協議の上、負担者を定める。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めたもののほか、本株式交換を行う上で必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(株式交換の効力)

第12条 本契約は、乙の株主総会の承認を得たときにその効力を生ずるものとする。

以上のとおり本契約の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月9日

住所 東京都中央区日本橋三丁目4番10号
(甲)氏名 スターツコーポレーション株式会社
代表取締役 河野 一孝 印

住所 東京都中央区八重洲一丁目5番9号
八重洲アメックスビル8F
(乙)氏名 株式会社ウィーブ
代表取締役 高橋 誠司 印

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換における交換比率の算定につきましては、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及び対象3社双方から独立した第三者機関（松下公認会計士事務所）に算定を依頼いたしました。第三者機関は、当社の株式価値につきましては当社が東京証券取引所ジャスダック市場に上場しており市場株価が存在しておりますことから市場評価方式により、平成25年12月24日を基準日とし、直前6ヵ月間の月間終値にもとづく平均値を算定の基礎としておりません。

対象3社の株式価値につきましては、原則的な公正価値基準であります類似会社比準方式を基本としておりますが、対象3社は非上場会社であり既に当社の連結子会社であることから、株式交換子会社の非支配少数株主の特性等を考慮し配当還元方式による補正計算を行い、株式交換比率を算定することといたしました。

当社及び対象3社は、当該算定結果を参考に、当事者間でそれぞれ株式交換比率につきまして協議をいたしました結果、最終的に2 [報告内容] (3) 記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	スターツコーポレーション株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋三丁目4番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 河野 一孝
資本金の額	現時点では確定しておりません。
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	グループ会社の経営管理ならびにそれに付帯する業務

以 上